

鳥取県告示第141号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成25年3月1日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ため池等整備事業清水ヶ谷池地区ため池等整備	平成25年2月15日